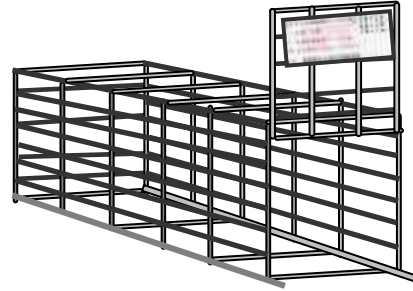


許可を受けて 「わな」を使用するときの決まり

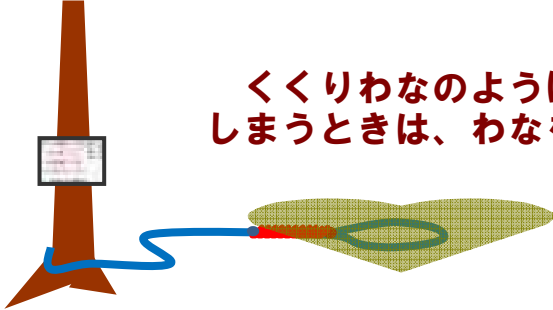
標識をつける

- ・金属またはプラスチック
- ・わなをかけた人の住所、氏名
- ・連絡先、許可番号（狩猟登録番号）などを記載
- ・字の大きさは1cm以上

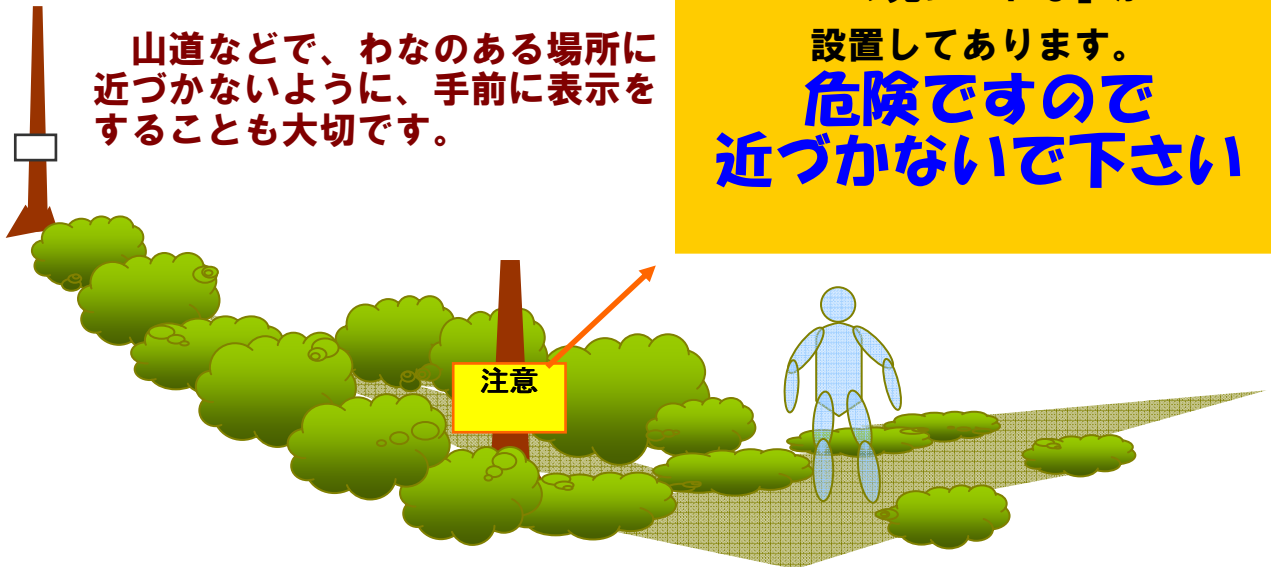


許可証番号	2	3	上	小	地	林	第	8	-	5	0	号	許可の有効期間	平成	2	3	年
氏名	上田 太郎												平成	2	3	年	
住所	上田市材木町 1-2-6												平成	2	3	年	
電話番号	0263-25-7437												3	月	3	1	日
許可権者	長野県上小地方事務所長																

くくりわなのように、わなを土の中へ埋めてしまうときは、わなを固定した木に表示する。



山道などで、わなのある場所に近づかないように、手前に表示をすることも大切です。



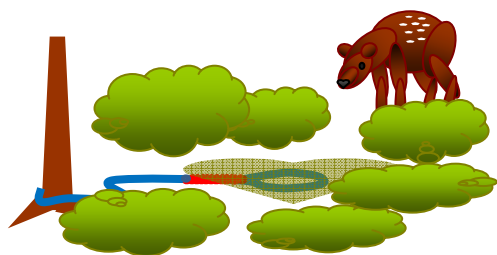
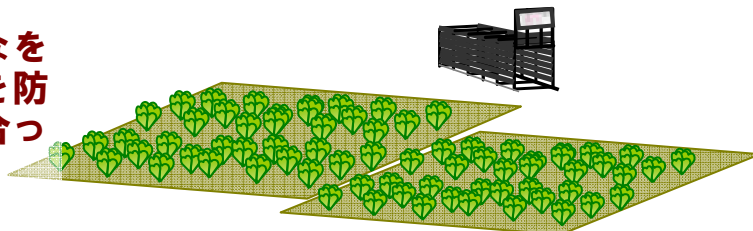
注意!

この先に「わな」が設置してあります。

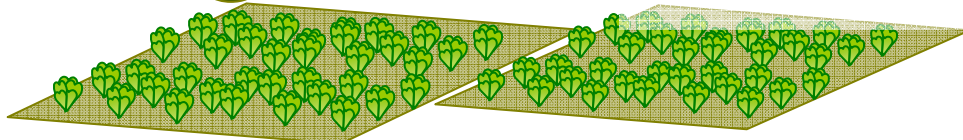
**危険ですので
近づかないで下さい**

- わなは、自分が管理できる範囲でかけること
 ※法律では、一人が31個以上のわなをかけることは禁止されています。

作物がある場所の近くにわなをかけるときは、事故や誤作動を防ぐためにも耕作者とよく話し合っておきます。



くくりわなの場合は、かけた場所からワイヤーの長さだけ獲物が動き回るの、「わな」がどこまで伸びるかを計算に入れてかけます。



耕作者から頼まれて、畑の近くにわなをかけたら、捕獲された獲物が暴れて、作物がめちゃめちゃになったという笑えない話があります。
 水田では、畦が壊れて、水が抜けてしまう場合もあります。



- 捕獲した獲物は放置してはいけません。
 小まめに見回りをして、捕獲したら速やかに処分します。

- ※ 山間部では、弱ったシカなどをクマが狙って近づいてくる場合があります。
- ※ 法律で無主物の野生動物も、捕獲した瞬間からあなたの所有物になります。
 そのまま弱らせて餓死させることは、法令違反を問われる場合があります。

